

佐賀県規則第51号

佐賀県在宅生活サポートセンター設置条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県在宅生活サポートセンター設置条例施行規則（平成17年佐賀県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（開所時間）</p> <p>第5条 管理の基準のうち、センターの開所時間は、1日につき<u>午前9時から午後5時までを含む</u>8時間以上とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>（開所時間）</p> <p>第5条 管理の基準のうち、センターの開所時間は、1日につき8時間以上とする。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。